

環境厚生常任委員会

日 時 平成30年6月20日（水） 午前10時00分 ～
場 所 第3委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

【環境市民部】

（1）第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）

【健康福祉部】

（1）第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）

（2）第4号議案 亀岡市路上喫煙の規制に関する条例の制定について

4 討 論～採 決

5 行政報告

【健康福祉部】

（1）「亀岡市」「学校法人京都学園京都学園大学」及び「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」との連携協力に関する包括協定について

（2）「亀岡市老人福祉センター」について

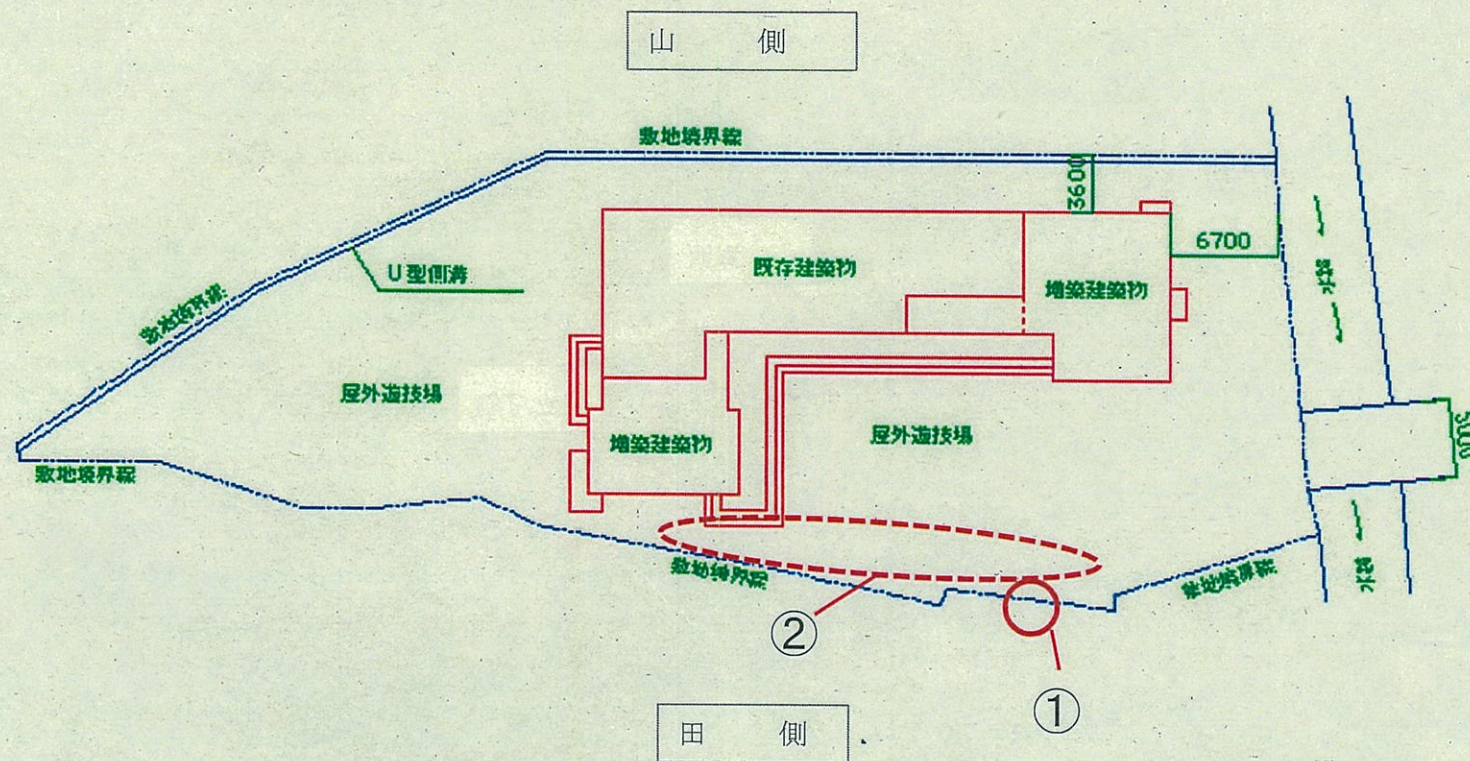
6 議会だよりの掲載事項について

7 子どもの権利条例（仮称）について

8 その他

平成30年6月18日発生 大阪北部地震
市立別院保育所敷地南側石積擁壁一部崩落について

6/20環境厚生常任委員会資料
保育課作成



別院保育所	S=1:400	N 
配置図		

①



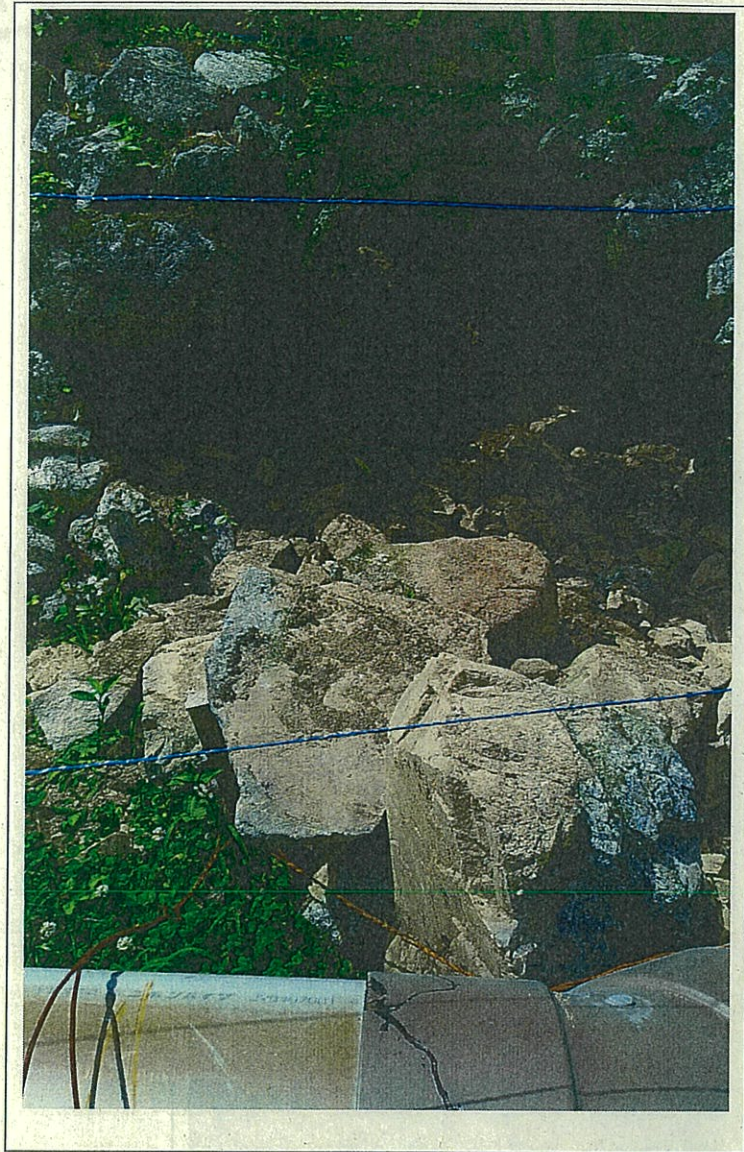
調査対象箇所：土砂災害危険箇所

調査日時：平成28年6月16日
調査場所：千葉県市川市

崩落近影



①



亀裂があるため、ブルーシートと
土嚢で応急処置。



**「亀岡市」「国立研究開発法人※₁医薬基盤・健康・栄養
研究所※₂」「学校法人京都学園京都学園大学」との
三者協定の概要について**

**平成30年6月18日
亀岡市 高齢福祉課**

1. 経過

亀岡市では、平成 23（2011）年度から平成 25（2013）年度までの 3 年間で、京都府、京都府立医科大学、京都学園大学等と連携し、「介護予防プログラム構築事業」を実施してきました。

この中で、当時の京都府立医科大学 木村教授を中心とした、研究グループが結成され、その中に「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（当時の国立健康・栄養研究所 以下：栄研）」の研究者も参画されていました。

その後、本市では、この事業を平成 28 年まで経過を見守り、介護費や医療費の抑制効果等について、検証を測る準備を行ってきました。

こうした中、平成 29 年 5 月 19 日に栄研側より、「これまでの取り組み経過を踏まえて、今後、本市における健康、運動、栄養について検証、必要な新たな取り組みなどを検討して行くために、これまで研究をされてきた、木村教授が居られる京都学園大学と共に「包括協定」を締結出来ないか」との打診があり、協議の結果今回の協定締結に至りました。

(1) 協定名 亀岡市と京都学園大学及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所との連携協力に関する包括協定

(2) 協定締結式 平成 30 年 6 月 26 日（火）午後 4 時～

(3) 会場 亀岡市役所 800 会議室

(4) 目的 三者が相互に連携協力し、それぞれの活動を充実させることを通じた幸福度の向上、及び、介護予防施策の実施等に寄与するとともに、その成果を日本国民全体に波及させること

これまでの取り組み

介護予防プログラム検証事業(2011-2016)



検証事業の概要

- エビデンスに基づいた運動を中心とした介護予防プログラムの開発
- 介護予防プログラムの効果検証（医療保険、介護保険）

H23年度 厚労省の日常生活圏域ニーズ調査を市内高齢者に実施

H24年度 介護予防プログラムによる教室展開

H25年度 教室をNPO（※）に移管

H28年度 第一期分析終了

※NPO法人元気アップAGEプロジェクト

亀岡市の介護予防サポーター養成事業（京都学園大学に委託）

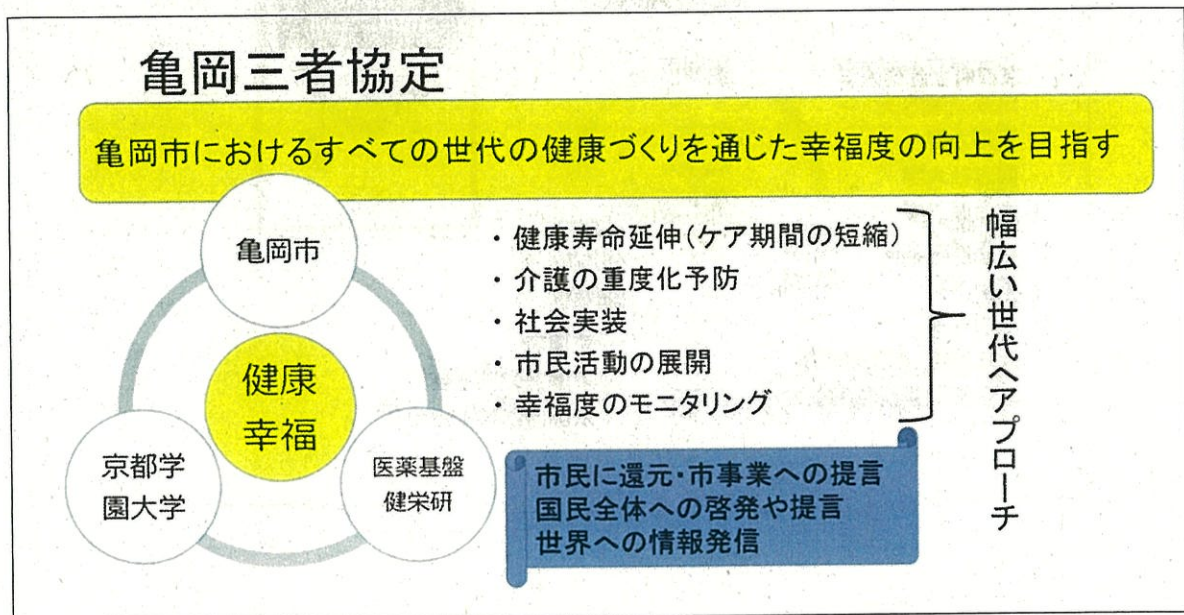
によって養成されたサポーターによる自主的な組織

登録数250人以上

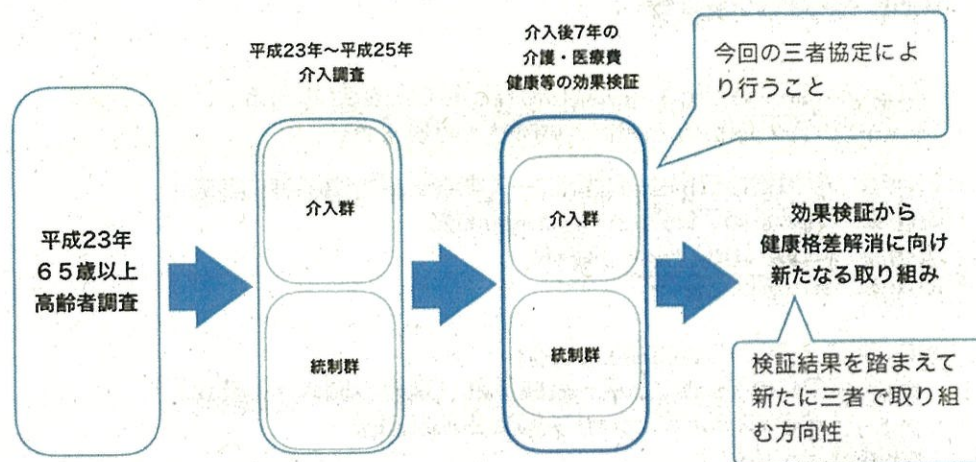
（上記の2点 栄研作成書類から抜粋）

2. これからの取り組み方向

これまで取り組んできた「介護予防プロジェクト」について、その7年目（平成24（2012）年から数えて7年目＝平成31（2019）年）の効果を、健康（介護保険・医療保険情報）運動、栄養の面から検証し、ここで明らかになった新たな課題が発生した場合は、3者において検証し、亀岡市民の全世帯に対する健康格差の縮小に向けた新たな取り組みを行うことを考えています。



（栄研作成書類から抜粋）



※1 国立研究開発法人とは日本の独立行政法人の内、主に研究開発を行う法人で、全国に27法人がある。例）理化学研究所（理研）、産業技術総合研究所（産総研）など

※2 医薬基盤・健康栄養研究所は、厚生労働省所管の国の研究所で、創薬や医療技術などの基盤研究や健康保持増進、栄養や食生活に関する予防医学に関する研究などを行う。

同法人が運営する国立健康・栄養研究所は、前身が世界初の栄養学の研究機関で、約100年の歴史を持つ。また、WHOの協力センターの指定を受けている（栄養と身体活動）。

亀岡市子どもの権利条例（仮称）（案）

前文

（省略）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利が保障されるように、市等の責務を明らかにし、市の施策について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する子ども及びこれらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 子ども・子育て支援法に規定する保護者をいう。
- (3) 子どもに関する施設 市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他の子ども・子育て支援に関する施設をいう。
- (4) ~~市民等~~地域住民 市内に居住、通勤又は通学等をする者、又は市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。ただし、子ども・子育て支援法に規定する子どもを除く。
- (5) 子どもの権利 児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこの条例に規定する権利をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 子どもは権利の主体であり、その年齢と発達に応じて自らその権利を行使できること。
- (2) 子どもであることをもって不当な取り扱いを受けないこと。
- (3) 個人としての尊厳が重んじられ、健やかに成長するための環境が確保されること。
- (4) 最善の利益を考慮され、社会全体で育まれること。
- (5) 社会における制度又は慣行においても、子どもの権利が尊重されること。
- (6) 子どもの権利の保障は社会全体の責務であり、実効性ある具体的な取り組みによって推進されること。

(子どもの権利)

第4条 子どもは、児童の権利に関する条約に規定される権利の他、特に以下の権利を保障される。

- (1) 自らの権利を理解し、適切に行使するために必要な教育を、その年齢と発達に応じて受けることができる。
- (2) 自らの権利を守るために必要な相談の機会や支援を求めることができる。
- (3) 権利が侵害されたとき又は侵害されるおそれのあるときに、自ら救済を求めることができる。
- (4) 自らに関わる重要な事柄について他の者が決めようとするとき、説明を求め、意見を述べることができる。
- (5) 自らの権利を侵害した者による監護又は教育を拒むことができ、それによって不利益が生じないよう保護を受けることができる。

(市等の責務)

第5条 市、保護者、子どもに関する施設、地域住民および事業者は、互いに連携を図り、協力して子どもの権利を保障しなければならない。

- 2 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。
- 3 市は、子どもの権利が侵害されたとき、子どもが速やかに救済を受けられ

るようにするための施策を講じなければならない。

- 4 市は、子どもの権利が広く保障されるよう、国、他の公共団体等との連携に努め~~るものとする~~なければならない。
- 5 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの最善の利益が実現されるよう子どもを監護し、**必要な協力および支援を市等に求めることに努め**、子どもの権利を保障しなければならない。
- 6 子どもに関する施設の設置者、管理者及び職員は、基本理念にのっとり、子どもに関する施設において、**子どもが自らの権利を理解し、子どもの年齢及び発達に応じた権利行使ができるように支援することを通じて**、子どもの権利を保障しなければならない。
- 7 ~~市民等~~地域住民は、基本理念にのっとり、~~相互に連携、協力し、~~子どもが健やかに育つことのできる安全で安心な地域づくりに努め、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会を確保することを通じて、子どもの権利を保障しなければならない。
- 8 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する労働者が子育てと仕事を両立できるよう、必要な職場環境を整備することを通じて、子どもの権利を保障しなければならない。

(子どもの権利の普及)

第6条 市は、子どもの権利の普及及び啓発を行うものとする。

(子どもの権利の日)

第7条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、亀岡市子どもの権利の日（以下「権利の日」という。）を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

~~3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。~~

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための基本計画を策定し、定期的に検証し、必要に応じて改定するものとする。

2 市は、基本計画を策定または改定するに当たっては、~~市民~~子ども及び地域住民等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市は、基本計画の推進状況を毎年、議会へ報告するものとする。

4 議会は、基本計画の推進状況を監視及び評価するとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

(推進体制)

第9条 市は、子どもの権利を保障する観点から子どもに関する施策を総合的に企画し、調整及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(条例の見直し)

第11条 議会及び市は、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に推進されているかどうかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。